

## 社会福祉施設等のマスク・アルコール消毒液等の確保について

### 1 基本的な考え方

高齢者施設、障害者施設等向けのマスク・アルコール消毒液等の衛生資材について、高齢者施設、障害者施設等において一定の使用量を確保するとともに、さらに県においても保管し、次なる波に備える。

- (1) 高齢者施設、障害者施設等において概ね2カ月分の使用量相当を確保
- (2) 県において、概ね2カ月分の使用量相当量を保管

### 2 高齢者施設・障害者施設等

#### 【高齢者施設・障害者施設等で必要なマスク・アルコール消毒液等（2カ月分）】

区分	現在保管量		必要数
マスク	施設	約468万枚	約467万枚
	県	約70万枚	〃
消毒液	施設	約6.8万 <sup>リットル</sup>	約7万 <sup>リットル</sup>
	県	-	〃

※施設の現在保管量は推計

#### (1) 高齢者施設、障害者施設等向けの衛生資材

##### ①マスク

国から配布されるマスクを施設等へ配布するよりも、県で購入する方が2ヶ月分のマスクの確保が早いと考えられることから、県で一括購入の上、不足している施設等に配布する。

##### ②アルコール消毒液

施設等で確保する2ヶ月分の消毒液は、県で一括購入の上、不足している施設等に配布する。

#### (2) 県で備蓄する衛生資材

##### ①マスク

国から県に配布されるマスクは、今年度末で合計約460万枚以上となると見込まれることから、県備蓄用のマスクは購入せず、国から県に配布されるマスクは原則として備蓄用とする。

##### ②アルコール消毒液

消毒液は、県で2ヶ月分を購入して備蓄する。